

大阪府介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、令和6年度介護報酬改定での対応を見据えつつ、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるための措置を実施することを目的として、大阪府介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）について、令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱（令和6年1月25日老発0125第5号厚生労働省老健局長通知別紙）に基づき、介護サービス事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 本事業の対象となる事業所は、別紙1表1に掲げるサービスタイプの介護サービス事業所等（以下「介護サービス事業所等」という。）のうち、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）による指定又は許可を大阪府内で受けたものであって、交付対象期間の各月において、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、かつ「第4条 賃金改善等の要件」を満たすものとする。

ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、7（1）の計画書の提出時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、介護職員が配置されていない、別紙1表2に掲げるサービスタイプの介護サービス事業所等については、本事業の対象外とする。また、令和6年3月末で経過措置期間の期限が到来する介護療養型医療施設については、令和6年4月以降、介護老人保健施設、介護医療院その他の本事業の対象サービスへの移行が決まっている場合に限り、本事業の対象とする。

介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービスA（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村においてベースアップ等加算に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本事業の対象とする。

- 2 本事業による賃金改善の対象者は、本事業の対象となる介護サービス事業所等に勤務する介護職員とする。介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が介護職員の処遇改善を目的とするものであることを十分に踏まえた上で、賃金改善を実施するものとする。
- 3 補助金は、令和6年2月から5月までの期間とする。

(補助額)

第3条 補助額は以下のとおりとする。

補助額 = $a \times b \times c$ (1円未満の端数切り捨て)

- a 各補助対象月の一月当たりの介護報酬総単位数 (基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。)
- b 1単位の単価
- c サービス別交付率 [別紙1表1]

なお、a について、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む (令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。)。また、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映させることとする。

また、c について、「4 対象事業所、対象者及び対象期間」の要件を満たす介護療養型医療施設については、令和6年2・3月分の補助額は、介護療養型医療施設の総報酬に介護医療院と同じ交付率を乗じた額とし、4・5月分の補助額は、移行後のサービスの総報酬に当該サービスの交付率を乗じた額とすることとする。

(賃金改善等の要件)

第4条 本事業の対象となる事業所等を運営する介護サービス事業者又は介護保険施設 (介護予防・日常生活支援総合事業の事業者を含む。以下「介護サービス事業者等」という。) が行う賃金改善は、以下の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 補助額に相当する介護職員等 (介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職員を含む。以下同じ) の賃金 (基本給、手当 (退職手当を除く。以下同じ。)、賞与等を含む。) の改善 (以下「賃金改善」という。) を実施しなければならない。
- (2) 原則として、介護サービス事業者等は、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととし

ても差し支えない。

- (3) 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金の項目を特定した上で行うものとする。その際、介護サービス事業者等は、特定した賃金項目を含め、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (4) 介護サービス事業者等は、介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4・5月分の補助額の3分の2以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより行わなければならない。その際、令和6年6月以降の介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。また、事業者等が本補助金による賃金改善の対象とする介護職員・その他の職員について、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。

なお、基本給等の引上げについては、就業規則・賃金規程等（以下「就業規則等」という。）の改訂に時間を要する可能性があることを踏まえ、令和6年4月分からの実施で差し支えないこととしているが、就業規則等の改訂が間に合うのであれば、令和6年2月分の賃金から、基本給等の引上げに努めること。

- (5) 介護サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について第5条（1）の介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等を改訂した場合には、その内容についても職員に周知しなければならない。

また、職員から介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合には、当該職員に関係する賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

- (6) 介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善支援補助金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守しなければならない。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を令和6年4月15日までに知事に提出しなければならない。なお、これにより、規則第4条第1項による申請があったものとする。

- (1) 介護職員処遇改善支援計画書（介護職員処遇改善支援補助金分）（以下「計画書」という。）[別紙様式 2-1 及び別紙様式 2-2]
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 前条の申請は、介護サービス事業所等を運営する介護サービス事業者等が行うものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、交付額の算定方法、交付の条件その他必要な事項を、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第2項の「交付の条件」は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (2) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について府へ納付しなければならないこと。
- (3) 計画書及び実績報告書の記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。
 - ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則(賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。)
 - イ 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)
- (4) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助金の交付の決定からその額の確定までの間に次のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書[別紙様式1]を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - ウ 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
 - エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終

わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に規定する排除措置命令又は納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

（経費等の軽微な変更等）

第8条 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の総額に対して20%以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

（計画書の内容の変更等）

第9条 介護サービス事業者等は、計画書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合は、変更届出書〔別紙様式4〕を用いて、その事実が判明した日から1月以内に知事に届出を行わなければならない。

（1） 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位に変更があった場合。

（2） 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合。

（補助金の支払）

第10条 令和6年2月分から同年4月分の賃金改善分を対象とした補助金については、6月に交付するものとし、同年5月分の賃金改善分を対象とした補助金については、7月に交付するものとする。尚、令和6年7月末日までに生じ、同年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映するものとし、9月末までに交付する。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、介護職員処遇改善支援補助金実績報告書〔別紙様式3-1、別紙様式3-2〕を、令和6年9月30日までに知事に提出しなければならない。尚、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整分については、同年11月30日までに知事に提出しなければならない。

（特別事情届出書）

第12条 介護サービス事業者等は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、特別事情届出書〔別紙様式5〕を届け出なければならない。

(立入調査)

第13条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の返還等)

第14条 補助事業者が、次の(1)から(6)のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金の交付の決定にあたり、第7条各号(補助金の交付の条件)の条件を順守しなかったとき
- (2) 正当な理由なく補助金の立入検査等を拒否したとき
- (3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (4) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき
- (5) 介護職員処遇改善支援補助金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、又は、第12条の特別事情届出書の届出が行われていない等、交付要件を満たさないとき
- (6) 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられたとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第15条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

別紙 1 表 1

介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防) 訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	0.3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表 2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%